

広島県選挙管理委員会告示第三十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定している次の施設の指定を取り消した旨、尾道市選挙管理委員会、福山市選挙管理委員会及び三次市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十三年四月十八日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	取消年月日
尾道市下三成人権文化会館	尾道市美ノ郷町三成一八番地一	平成二十三年三月二日
尾道市阿吹人権文化会館	尾道市美ノ郷町本郷三九五三番地一六	平成二十三年三月二日
尾道市浦崎人権文化会館	尾道市浦崎町二一〇二番地五	平成二十三年三月二日
福山市千草コミュニティ館	福山市多治米町六丁目一五番三八号	平成二十三年四月一日
福山市吉津コミュニティ館	福山市北吉津町三丁目二番三四号	平成二十三年四月一日
福山市熊野コミュニティ館	福山市熊野町甲一九〇〇番地	平成二十三年四月一日
福山市能登原コミュニティ館	福山市沼隈町大字能登原一五八九番地七	平成二十三年四月一日
福山市真興コミュニティ館	福山市引野町北二丁目二五番六号	平成二十三年四月一日
福山市大門コミュニティ館	福山市大門町大門三三三番地一〇	平成二十三年四月一日
福山市芦田才町コミュニティ館	福山市芦田町大字福田一三三番地四	平成二十三年四月一日
福山市芦田本郷コミュニティ館	福山市芦田町大字上有地九五九番地	平成二十三年四月一日
福山市駅家服部コミュニティ館	福山市駅家町大字服部永谷甲三九九番地	平成二十三年四月一日
福山市相方コミュニティ館	福山市新市町大字相方四一五番地	平成二十三年四月一日
福山市常コミュニティ館	福山市新市町大字常一一三一番地一	平成二十三年四月一日
福山市宮西コミュニティ館	福山市今津町三丁目七番六号	平成二十三年四月一日
福山市金江コミュニティ館	福山市金江町藁江七二〇番地	平成二十三年四月一日

福山市神村12区コミュニティ館	福山市神村町一二一番地	平成二十三年四月一日
福山市神辺若杉コミュニティ館	福山市神辺町字西中条九四五番地一	平成二十三年四月一日
福山市神辺曙コミュニティ館	福山市神辺町字下御領八七一番地一	平成二十三年四月一日
中四字コミュニティセンター	三次市吉舎町三玉六二五番地	平成二十三年二月二七日